

東日本大震災に伴う弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則

(平成二十三年五月六日規則第四百十八号)

改正 平成二十四年 八月二四日

同 二四年 九月一四日

同 二五年 一月一七日

同 二七年 三月一九日

同 二九年 二月二二日

令和 二年 一月一八日

同 三年 六月一八日

- 1 -

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 過疎・偏在対策事業規則による開設費援助等に関する特例(第二条―第七条)

第三章 特例公設事務所に関する援助(第八条―第十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、東日本大震災(以下「本件震災」という。)により被災(原子力発電所の事故に起因する障害の発生を含む。以下同じ。)した次に掲げるものについて、弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則(規則第四百五十五号。以下「過疎・偏在対策事業規則」という。)の特例を定めることにより、本件震災により被災した地域において弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程(会規第九十四号)の趣旨を全うすることを目的とする。

一 第一種弁護士過疎地域に設置された法律相談センター(以下「第一種法律相談センター」という。)及び過疎・偏在対策事業規則附則第二条第二号の規定による廃止前の「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則(規則第七十一号。以下「旧ひまわり基金規則」という。)第四条第一項の法律相談センターであったもので、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第一種弁護士過疎地域に該当していたことがある地域に所在するもの(以下「ひまわり第一種法律相談センター」という。)

二 第二種弁護士過疎地域に設置された法律相談センター

- 2 -

1 (以下「第二種法律相談センター」という。)及び旧ひまわり基金規則第四条の二第一項の法律相談センターであったもので、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第二種弁護士過疎地域に該当していたことがある地域に所在するもの(以下「ひまわり第二種法律相談センター」という。)

2 この規則は、前項に規定するもののほか、福島地方裁判所相馬支部管内において原子力災害に対応するために常駐型公設事務所の設置及び運営並びにこれに対する援助を行うことができるよう、過疎・偏在対策事業規則の特例を定めることを目的とする。

第二章 過疎・偏在対策事業規則による開設費援助等に関する特例

(法律相談センターの開設費援助等の特例)

第二条 本件震災による被災を原因として行われるひまわり第一種法律相談センター(旧ひまわり基金規則附則第三項の適用がある地域に所在するものを除く。)の移転については、過疎・偏在対策事業規則第四条第一項第一号イの規定にかかわらず、過疎・偏在対策事業規則第五

- 3 -

条第一号の援助金を一回に限り支出する。

2 本件震災による被災を原因として行われるひまわり第二種法律相談センターの移転については、過疎・偏在対策事業規則第四条第一項第一号イ及び第六条第一号の規定にかかわらず、過疎・偏在対策事業規則第五条第一号の援助金を一回に限り支出する。

3 本件震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)が適用された区域(東京都の区域を除く。以下この条において同じ。)を含む地域に所在する第二種法律相談センター(次項及び過疎・偏在対策事業規則第四条第二項の規定により第一種法律相談センターとして法律相談センター援助を受けるものを除く。)は、過疎・偏在対策事業規則第四条第一項第一号イ及び第六条第二号の規定にかかわらず、過疎・偏在対策事業規則の規定(過疎・偏在対策事業規則第五条第一号、第二号及び第四号を除く。)の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、第一種法律相談センターとみなす。

4 前項の地域に所在するひまわり第一種法律相談センター(旧ひまわり基金規則附則第三項の適用がある地域に所在するものを含む。)は、過疎・偏在対策事業規則の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間

- 4 -

は、第一種法律相談センターとみなす。

5 第三項の地域に所在するひまわり第二種法律相談センター（旧ひまわり基金規則附則第三項の規定の適用がある地域に所在するものを除く。）は、過疎・偏在対策事業規則の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、第二種法律相談センターとみなす。ただし、当該地域が第一種弁護士過疎地域に該当することになった場合は、この限りでない。

第三条から第七条まで 削除

第三章 特例公設事務所に関する援助

（特例公設事務所）

第八条 本会は、過疎・偏在対策事業規則第三章の規定にかかわらず、次に掲げる要件をいずれも満たす法律事務所（以下「特例公設事務所」という。）の設置、運営等について、特例公設事務所を設置する弁護士（以下「特例公設事務所弁護士」という。）に対し、日弁連ひまわり基金から援助金を給付する。

一 福島地方裁判所相馬支部管内に設置されるものであること。

- 5 -

二 本会、福島県弁護士会及び東北弁護士会連合会（以下「本会ら三者」という。）が公募により選定した弁護士が設置するものであること。

三 この規則の規定に基づき当該特例公設事務所弁護士が職務を行い、本会ら三者が支援を行うものであること。

（三者協定書）

第九条 本会は、福島県弁護士会から特例公設事務所の設置の要請があったときは、福島県弁護士会及び東北弁護士会連合会との間で、理事会の議を経て、次に掲げる事項を定めた協定（以下「三者協定」という。）を締結し、これを書面にする。

一 特例公設事務所の設置及び運営に関する事項

二 特例公設事務所を設置する地域及び特例公設事務所の名称

三 特例公設事務所を設置する期間

四 特例公設事務所弁護士に対する資金援助に関する事項

五 福島県弁護士会又は東北弁護士会連合会に対する資金援助に関する事項

- 6 -

六 特例公設事務所支援委員会(当該三者協定に基づき、特例公設事務所弁護士を選定に係る事務、特例公設事務所を設置及び運営に関する支援、特例公設事務所の業務及び会計の状況に関する調査並びに特例公設事務所弁護士に対する指導及び勧告を目的として設置される組織をいう。以下同じ。)に関する必要な事項

(特例公設事務所支援委員会の設置)

第十条 本会ら三者は、三者協定の定めるところにより、その締結後、速やかに、それぞれ二名の委員を選任して特例公設事務所支援委員会を設置する。

2 特例公設事務所支援委員会は、互選により委員長一名を置くものとし、副委員長一名を置くことができる。

3 過疎・偏在対策事業規則第十七条第四項から第七項まで、第十八条及び第十九条の規定は、特例公設事務所支援委員会について準用する。

(特例公設事務所弁護士の選定及び契約の締結)

第十一条 本会ら三者は、公募により特例公設事務所弁護士の選定を行うものとし、その候補者の選定に係る事務を特例公設事務所支援委員会に行わせる。

- 7 -

2 本会ら三者は、特例公設事務所支援委員会が特例公設事務所弁護士の候補者を選定した場合であつて、当該候補者が特例公設事務所弁護士として適当であると認めるときは、当該候補者との間において、当該候補者を特例公設事務所弁護士とする旨の契約を締結し、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

一 特例公設事務所を設置する時期及び場所
二 任期

三 この規則の規定の遵守義務

四 新たな顧問契約の締結の禁止

五 依頼者に対する本会ら三者の責任についての説明義務

六 依頼者に対する事件の引継ぎに関する事項の説明義務

七 本会ら三者又は特例公設事務所支援委員会に対する報告、説明等に関する義務

八 後任者への引継ぎに関する義務

九 事務所名称の使用に関する義務

3 特例公設事務所弁護士は、前項の契約で定めるところにより再任されることができる。

4 過疎・偏在対策事業規則第十五条(第一項第四号口及

- 8 -

び第五項第五号を除く。)及び第二十二條第八項の規定は、特例公設事務所弁護士について準用する。

(特例公設事務所における職務)

第十二條 特例公設事務所弁護士は、原子力災害に係る損害賠償等の事件その他被災地支援に係る次に掲げる業務を積極的に受任しなければならない。

一 法律相談

二 原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介の申立て

三 前号以外の方法による東京電力株式会社等に対する損害賠償に係る請求、和解協議その他の方法による事件処理

2 特例公設事務所弁護士は、前項に規定するほか、国選弁護事件、国選付添事件、当番弁護事件、法律援助事件、民事法律扶助事件その他の公益的活動を可能な限り行うよう努める。

3 過疎・偏在対策事業規則第十六條(第一項第一号を除く。)の規定は、特例公設事務所弁護士について準用する。

- 9 -

(後任の特例公設事務所弁護士の選定及び契約)

第十三條 本会ら三者は、特例公設事務所の設置期間が満了する前に、特例公設事務所弁護士が退任するときは、特例公設事務所の存続を図るよう、後任の特例公設事務所弁護士への引継ぎのために必要な事項を行う。この場合においては、第十一條の規定を準用する。

2 前條の規定は、前項の規定により選任された後任の特例公設事務所弁護士について準用する。

(特例公設事務所の設置の終了)

第十四條 特例公設事務所の設置は、三者協定において定める特例公設事務所の設置期間の満了により終了するものとする。

2 前項の規定により特例公設事務所の設置が終了するに際しては、福島県弁護士会は、退任する特例公設事務所弁護士の業務等の引継ぎを受ける弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の選定その他の必要な措置をとらなければならない。

(特例公設事務所における援助金の支出等)

第十五條 過疎・偏在対策事業規則第三章第五節、第二十

七条及び第二十九条の規定は、その性質に反しない限り、特例公設事務所及び特例公設事務所弁護士について準用する。ただし、過疎・偏在対策事業規則第二十五条第一項第二号の規定を準用する場合には、同号に規定する運営費援助金の一年当たりの金額を千五百万円まで増額することができる。

2 過疎・偏在対策事業規則第七十五条の規定の適用については、特例公設事務所は公設事務所と、特例公設事務所弁護士は公設事務所弁護士と、特例公設事務所支援委員会は公設事務所支援委員会と、それぞれみなす。

(特例公設事務所弁護士の権利義務)

第十六条 特例公設事務所弁護士に対する援助金の支出については、この規則に定めるもののほか、過疎・偏在対策事業規則の公設事務所弁護士に関する規定の例による。

(災害復興支援基金特別会計からの繰入れ)

第十七条 会長は、年度ごとに又は随時に、過疎・偏在対策事業規則第七十四条第一項第八号の規定により、特例公設事務所弁護士に関する援助金その他の支出に係る額

- 11 -

のうち必要と認める額について、災害復興支援基金の設置、管理及び支出に関する規則(規則第八十七号)第二条の災害復興支援基金特別会計から日弁連ひまわり基金に繰り入れるものとする。

附 則

この規則は、平成二十三年五月六日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二四日改正)

目次(新設)、第一章の章名(新設)、第一条第二項(新設)、第二章の章名(新設)、第三章の章名(新設)及び第八条から第十七条まで(新設)の改正規定は、平成二十四年八月二十四日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日改正)

1 第二条の改正規定は、平成二十四年九月十四日から施行する。

2 第五条第一項及び第七条第七項の改正規定は、平成二十四年九月十四日から施行し、平成二十三年五月六日から適用する。

3 第五条第四項及び第七条第一項の改正規定は、平成二十四年九月十四日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

- 12 -

4 第二条の改正規定は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間の年度に係るひまわり基金規則からの支出の申請から適用し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間の年度に係るひまわり基金規則からの支出の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月一七日改正）

1 題名、目次、第一条、第二章の章名、第二条から第九条まで、第十条第三項（新設）、第十一条第四項（新設）、第十二条第三項（新設）及び第十五条から第十七条までの改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 第二条の改正規定は、平成二十五年度に係る援助金の申請から適用し、平成二十四年度に係る援助金の申請については、なお従前の例による。ただし、前項に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる援助金の給付は、日弁連ひまわり基金からの支出については、過疎・偏在対策事業規則第五条の法律相談センターの開設費に対する援助金とみなす。

3 改正後の第四条の規定にかかわらず、改正前の第四条の規定に基づく免除については、平成二十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

- 13 -

4 改正後の第五条から第七条までの規定にかかわらず、施行日前に開始された改正前の第五条から第七条までの規定に基づく貸付けの手續については、なお従前の例による。ただし、貸付けが施行日以後に行われる場合における日弁連ひまわり基金からの支出については、過疎・偏在対策事業規則第三十一条第一項、第三十八条第一項又は第四十五条第一項の貸付けとみなす。

附 則（平成二七年三月一九日改正）

第二条第四項及び第五項の改正規定は、平成二十七年三月十九日から施行する。

附 則（平成二九年一月二二日改正）

第二条第三項から第五項までの改正規定は、平成二十九年十二月二十二日から施行する。

附 則（令和二年一月一八日改正）

第二条第三項から第五項までの改正規定は、令和二年一月十八日から施行する。

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則（第一四条改正）

- 14 -

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）